

# デロイト トーマツ チャイナ ニュース

## 中国の投資・会計・税務情報

Vol.164 July 2016

### Contents

#### 投資情報

資本項目外貨管理の改革と規範化

～外債の自由な人民元転を全国展開～ ..... 2

#### 税務情報

中国国家税务总局が関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告を公布

～デロイト中国発行「Tax Analysis」～ ..... 5

ハイテク企業の認定に関する新しいガイドラインの公布 ..... 15

#### 会計情報

設例解説 有形固定資産の会計処理 ..... 17

中国業務に関する主なお問合せ先 ..... 19

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませようお願い致します。

発行人: デロイト トーマツ 中国サービス グループ  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
電話: 03-6720-8341 / ファックス: 03-6720-8346  
E-Mail: [chinanews@tohatsu.co.jp](mailto:chinanews@tohatsu.co.jp)

## 投資情報

### 資本項目外貨管理の改革と規範化

#### ～外債の自由な人民元転を全国展開～

2016年6月15日、中国国家外貨管理局は、「資本項目の人民元転管理政策の改革及び規範化についての通知」(滙発[2016]16号 以下、「16号通知」と表記)を公布し、同日施行されました。

16号通知の主な内容は以下の4点です。

- ① 中国国内企業(中国資本企業と外国資本企業を含むが、金融機関を除く)は、外債により調達した外貨収入を任意に人民元転することが可能となります。
- ② 資本項目の外貨収入人民元転後の入金口座として、共通の「人民元転後支払待ち口座」を使用することができます。
- ③ 資本項目の外貨収入の使途として、関連会社への貸付や、銀行の元本保証型理財商品への投資が解禁されました。
- ④ 資本項目の外貨収入に関する支払管理規定が統一、規範化されました。

以下、詳細を説明します。

#### 1. 外債の自由人民元転

従来、外債による外貨収入の人民元転は、支払実需原則に基づき、実際に支払予定がある場合に限定され、企業は支払取引の証明資料を銀行に提示した上で人民元転を依頼するという管理が行われていました。そのため、企業が為替レートの変動に対応した人民元転を行うことができず、為替リスクをコントロールできないという問題がありました。

2015年8月より、多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理において外債の自由人民元転が試行導入され、同年12月に4つの自由貿易試験区へ試行範囲を拡大するなど、中国当局は慎重に外債管理規制の緩和策を模索してきました。これらの経験を経て、外債の自由人民元転は16号通知の施行により全国へ展開されることとなりました。これによって、金融機関を除く中国国内の企業は、支払取引の証明資料を提示することなく、銀行に外債の人民元転を依頼することができるようになりました。

16号通知により資本項目の人民元転管理政策が統一され、規範化されたことによって、資本金や外債、海外上場による調達資金の還流など、殆どの資本項目の人民元転が企業の自由裁量によって実行できるようになりました。ただし、外国投資者が会社設立に先行して払込んだ外貨資金のように、支払実需原則に従って人民元転を行う必要のある資本項目が依然として存在する点には注意する必要があります。

一方、企業は従来の支払実需原則による人民元転を選択することも可能ですが、その際は、過去、人民元転を行った資金について支払いを行う都度、関連証憑を提示しなければならず、銀行がその真実性と合法性を審査します。

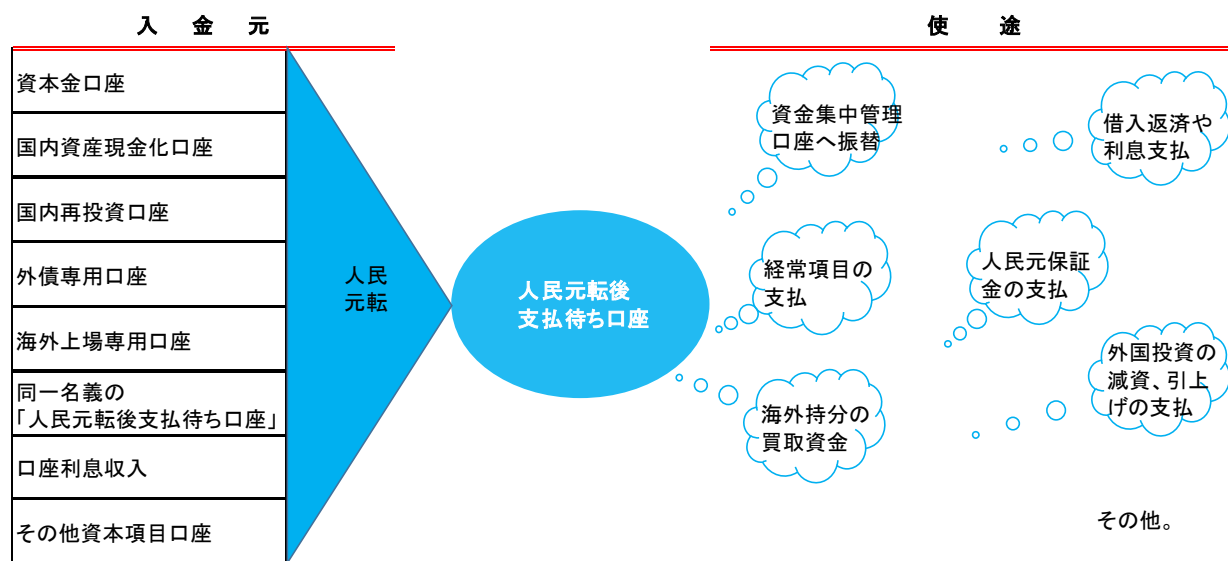
#### 2. 「人民元転後支払待ち口座」の使用

従来、資本項目の外貨収入について、企業は、資本金口座、外債口座、借入の返済口座などそれぞれ専用の銀行口座を開設し、専用口座において人民元転や関連支払を行う必要がありました。そのため、資本項目の外貨収入の使途がそれぞれ制限され、効率的な資金利用を計画しにくいという問題点がありました。

2015年6月、「外商投資企業外貨資本金人民元転管理方式の改革についての通知」(滙発[2015]19号、以下、“19号通知”と表記)の施行に伴い、「人民元転後支払待ち口座」の使用が導入されました。今回の16号通知により、企業が同一銀行ネットワークに開設した同一名義の資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座、外債口座、海外上場専用口座など資本項目口座から、外貨収入を人民元転したのち直接共通の「人民元転後支払待ち口座」にプーリングすることができます。また、「人民元転後支払待ち口座」より、中国国内の再投資や、人民元保証金の支払、外債に係る元本返済や利息支払、外国資本の減資や引上げなどの支払、海外機構のため中国国内税金の立替え等の支払いを行うことができます。

ただし、留意すべきは、資本項目外貨口座から「人民元転後支払待ち口座」への資金流入は可能ですが、逆に、「人民元転後支払待ち口座」の人民元資金で購入した外貨を資本項目外貨口座へ振替ることは禁止されています。また、「人民元転後支払待ち口座」から担保や保証のために支出された人民元資金は、担保履行の発生や違約等により控除された金額を除き、必ず「人民元転後支払待ち口座」に戻す必要があります。

【イメージ:「人民元転後支払待ち口座」の利用】



3. 資本項目の外貨収入の使途の管理

資本項目の外貨収入およびその人民元転後の人民元資金の使途について、16号通知において、使用を禁止する範囲を明示しています。ただし、19号通知の施行により、使用を禁止する範囲が縮小され、関連企業への貸付や、銀行の元本保証型理財商品への投資が解禁され、企業による外貨資金の資産運用が制限付きながら可能となりました。

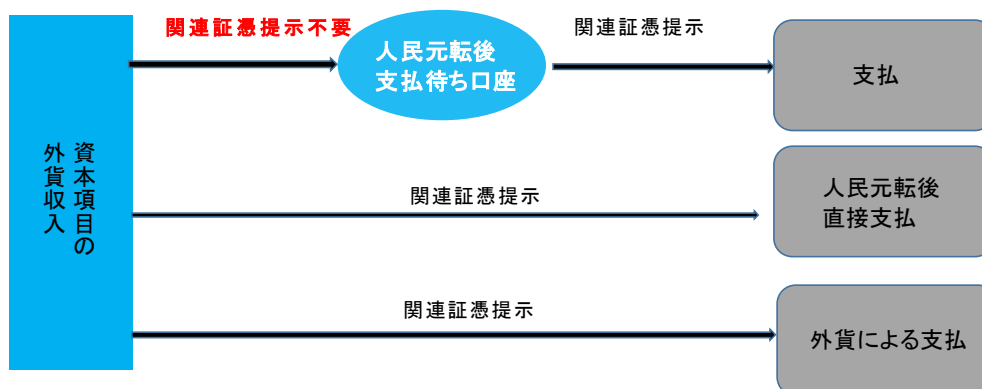
禁止されている使途は以下の通りです。

- ① 直接または間接に企業経営範囲外あるいは国の法令法規により禁止された支出
- ② 直接または間接の証券投資、銀行の元本保証型商品以外の理財商品(別途明確な規定がある場合を除く)
- ③ 非関連企業への貸付(経営範囲により明確に許可された場合を除く)
- ④ 不動産会社以外の企業による、自家用目的ではない不動産の建設や購入

#### 4. 資本項目資金の支払管理

16号通知では、資本項目の外貨収入の人民元転のタイミングについて、企業の裁量に委ねますが、外貨資金や人民元転後の人民元資金による支払は、従来通り、支払事実を証明する関連証憑を銀行に提示する必要があります。

【イメージ図】



#### 5. まとめ

16号通知により、資本項目の外貨収入の管理政策が統一、規範化されました。現行法規により制限されているものを除き、ほとんどの資本項目の外貨収入について、企業の裁量で外貨収入の100%まで自由人民元転を選択することができます。また、人民元転比率は暫定的に100%としていますが、経済状況により変更される可能性がありますので、留意する必要があります。

また、資本項目の外貨収入の使用において、「人民元転後支払待ち口座」を共用できますので、今まで資本項目の外貨収入の使用はそれぞれの専用用途に制限されていましたが、ひとつの財布にプーリングすることで、自由に様々な支出に充てることができ、資金効率の向上等の効果が期待できます。

## 税務情報

### 中国国家税務総局が関連者間取引申告と同期資料の管理に関する公告を公布 ～デロイト中国発行「Tax Analysis」～

中国の国家税務総局(以下「税務総局」)は2016年6月29日付けで、「関連者間取引申告と同期資料管理の整備に関する公告」<sup>1</sup>(国家税務総局公告2016年42号、以下「42号公告」または「公告」)を公布した。昨年公表された「特別納税調整実施弁法」のディスカッションドラフト(以下「ディスカッションドラフト」)<sup>2</sup>は、「特別納税調整実施弁法(試行)」(国税発[2009]2号により公布、以下「2号文」)を全面的に改正するものであったが、公告は関連者間取引申告と同期資料の管理に関する内容のみを改正するものである。特別納税調整に関するその他の規定については、今後、財務部門が関連の通達を公布するものと見込まれる。当該公告は2016年度以降の会計年度に適用され、「特別納税調整実施弁法(試行)」の第二章、第三章、第74条および第89条と、現行の年度関連者間取引報告表(国税発[2008]114号により公布)は同時に廃止される。

全体として、公告は経済協力開発機構(以下「OECD」)の税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting、以下「BEPS」)の行動13の報告書における勧告の内容を反映しているが、その一方で、近年における中国税務機関の移転価格分野における実務経験と技術的な立場(例えば、取引価格に対する地域性特殊要因の影響等)も反映している。一定の要件を満たす納税者は、国別報告書と、マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書を含む同期資料を準備しなければならない。これらの報告書および文書に関する要求は、2015年9月に公表されたディスカッションドラフトにも含まれていたものである。この新しい規定により、納税者はより厳しく、複雑なコンプライアンスを求められるようになる。

当該公告は中国の移転価格に関するコンプライアンスの新しい指針となるものであり、BEPS行動13と密接に関連するだけでなく、中国税務機関の近年における移転価格分野での実務を総括するものでもある。また、今後における移転価格管理の新しいスタートともなる。当該公告の公布は、BEPS行動13の勧告が中国において実施されることを意味し、中国の移転価格分野の発展の新たなマイルストーンでもある。

#### 1. 関連関係および関連者間取引の認定

公告に規定される関連関係の種類および認定の基準は、基本的にはディスカッションドラフトと同じであり、自然人による持分の共同保有、貸借資金が払込資本金に占める割合等を含む認定条件について、より詳細に規定されている。また、「実質的なその他の共同利益を有する」という原則に従い、関連関係を認定することを明確にした。パブリックコメントを十分に考慮し、公告では、董事、高級管理者等の条件に基づく関連関係の認定に関して、具体的な判定基準(例えば、人数、職位に関する具体的な要求)を明確にし、実際に運用する際の指針を提供している。そのほか、関連関係に

<sup>1</sup>全文(中国語原文)は[国家税務総局のウェブサイト](#)を参照:

<sup>2</sup>ディスカッションドラフトは2015年9月17日に国家税務総局から公布された。全文は[国家税務総局のウェブサイト](#)を参照:

は変化が生じる可能性もあることを考慮し、公告では“実際の存続期間に基づき関連関係を認定する”というルールを追記した。

公告では、関連者間取引の範囲と類型についてより詳細に規定し、有形資産、金融資産(持分投資を含む)、無形資産、資金融通(グループのキャッシュプーリング、保証費および各種の利付前払いと延払いを含む)、役務取引等の各関連者間取引の範囲を詳しく説明している。また、公告では、無形資産の具体的な内容について、ディスカッションドラフトにはなかったものも列挙している。例えば、企業秘密、顧客リスト、販売ルート、フランチャイズ経営権、政府許可等である。

## 2. 関連者間取引申告

### 主な変更点

公告の添付として、税務総局は納税申告の重要資料となる「中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表(2016年版)」(以下「新関連者間取引申告表」)およびその記入説明も公布した。同時に、従来の「中華人民共和国企業年度関連者間取引報告表」(以下「旧関連者間取引申告表」)は廃止される。旧関連者間取引申告表と比べ、新関連者間取引申告表では、年度企業所得税年度納税申告表と類似する番号システムを採用している。申告表は従来の9種類から14種類に増え、企業が記入し、提供すべき情報もより詳細なものになった。新関連者間取引申告表では主に、金融資産取引表、権益投資表、コストシェアリング表、国外関連者情報表、年度関連者間取引財務状況分析表(従来、同期資料の添付資料として要求されていたものである。新関連者間取引申告表では区分の基準についても説明する必要がある)および国別報告書が追加された。(新旧関連者間取引申告表の比較については、添付を参照。)

旧関連者間取引申告表と比べて、新関連者間取引申告表は表の数が増え、記入すべき内容もより詳細になった。新関連者間取引申告表の全体の内容は、税務機関が必要とする関連者および関連者間取引に関する情報を反映する一方、現代企業の実際経営状況も考慮したものとなっており、納税者が申告表に記入する際の不確定性を低減することになる。これも、中国税務機関がBEPS行動計画の勧告を受け入れたことの結果であり、今後、国別報告書の情報交換を行う上での基礎ともなる。

新関連者間取引申告表の各表の間には、ロジック関係のある箇所が多くあるため、納税者は各表に記入する際、記入説明にある“表間関係”の項目を参照し、各表の間の情報の一貫性を保つように留意しなければならない。同時に、監査報告書、関連者間取引申告表、同期資料および関連する契約書の届出データ等の公開情報との間のロジック関係にも留意する必要がある。

### 国別報告書

新関連者間取引申告表では、国別報告書が導入された。国別報告書の提出者は中国語版と英語版を同時に提出することを求められているようである。ディスカッションドラフトと比べて、国別報告書の提出が必要となる納税者の条件は変わっていない。その条件は次のとおりである。



- ・ 当該居住者企業が多国籍企業グループの最終持株企業であり、かつ当該最終持株企業の前会計年度の連結財務諸表における各種の収入金額の合計が55億円を超える。
- ・ 当該居住者企業が多国籍企業グループによって国別報告書の提出企業と指定されている。

国別報告書と関連する、公告における最終持株企業およびメンバー実体の定義は、BEPS 行動 13 の最終報告書におけるそれと基本的に一致している。当該公告では、“国家の安全”に関わる中国企業の国別情報の提出義務を免除している。このような“国家の安全”に関わる情報の開示義務の免除は他国の規定においても見られるものであり、公告における規定が特別なわけではない。同時に、当該公告では、国別報告書に関して、他国の税務主管当局と情報交換を行う権限、および何らかの理由で国別報告書を入手できていない場合に、特別納税調査を実施するときに国別報告書を提出するよう現地企業に要求する権限を税務機関に与えている。

### 提出期限

公告に基づき、企業は年度企業所得税納税申告書を提出するとき、即ち会計年度終了後の確定申告のときに、新関連者間取引申告書を添付しなければならない。

### 3. 同期資料管理

公告では、ディスカッションドラフトに対するパブリックコメントを十分に考慮した結果、納税者の関心が高い同期資料管理に関する規定に対しても修正が加えられた。具体的にいえば、マスター文書とローカル文書の準備が必要となる要件が変更され、ディスカッションドラフトにあった関連者間の役務取引に係る特殊事項文書の作成要求も削除された。また、役務取引、持分譲渡等の関連者間取引に関する情報の開示と分析をローカル文書に含めることとし、その内容についてもより詳細に規定した。そのほか、ディスカッションドラフトで新たに開示を求められた項目（例えば、バリューチェーン分析、地域性特殊要因等）があるが、これは公告の規定でも基本的に踏襲されている。また、公告の適用対象となるクロスボーダーの取引には香港、マカオ、台湾との取引も含まれる。さらに、同期資料の準備期限、同期資料の準備および保存に関する企業の責任と要求についても修正が加えられた。

同期資料準備の要求に関する公告と2号文の第三章(同期資料管理)との重要な差異は下表のとおりである。

項目	2号文 第三章	公告
報告書の構造	一層(ローカル文書のみ)	三層(マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書)
準備要件 (関連者間取引 金額を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度において発生した関連者との売買の金額(来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算する)が2億円以上を超える。</li> <li>• 年度において発生したその他の関連取引の金額(関連者との資金融通については利息の受払金額により計算する)が4,000万円を超える。</li> </ul> <p>上述の金額には、企業が年度内に実施したコストシェアリングあるいは事前確認に関わる関連者間取引の金額を含まない。</p>	<p>マスター文書:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年度においてクロスボーダーの関連者間取引が発生し、かつ当該企業の財務諸表を連結する最終持株企業の属する企業グループが既にマスター文書を準備している。</li> <li>2) 年度における関連者間取引の総額が10億円を超える。</li> </ol> <p>ローカル文書(事前確認に関わる関連者間取引の金額は以下の金額に含まない):</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 年度における有形資産の所有権の譲渡金額(来料加工業務については年度における輸出入の通関価格により計算)が2億円を超える。</li> <li>2) 年度における金融資産の譲渡金額あるいは無形資産の所有権の譲渡金額が1億円を超える。</li> <li>3) 年度におけるその他の関連者間取引の合計金額が4,000万円を超える。</li> </ol> <p>特殊事項文書:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 企業がコストシェアリング契約を締結或は実施する場合</li> <li>2) 企業の関連負債資本比率が基準比率<sup>3</sup>を超え、独立取引の原則に合致することを説明する必要がある場合</li> </ol>
免除対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関連者間取引が事前確認の実施範囲に含まれること</li> <li>• 外資の持分が50%未満で、かつ国内の関連者のみと関連者間取引を行っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 企業は国内関連者とのみ関連者間取引が発生する場合、マスター文書、ローカル文書および特殊事項文書を準備しなくてよい。</li> <li>• 企業が事前確認を実施する場合、事前確認に関わる関連者間取引に係るローカル文書と特殊事項文書は準備しなくてよい。</li> </ul>
準備期限	翌年5月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マスター文書:企業グループの最終持株企業の会計年度終了日から12ヵ月以内</li> <li>• ローカル文書および特殊事項文書:翌年6月30日まで</li> </ul>
提出期限	税務機関の要求があった日から20日以内に提出しなければならない。	税務機関の要求があった日から30日以内に提出しなければならない。

マスター文書に対する開示要求は、基本的にBEPS行動13の報告書における勧告と一致している。特殊事項文書における開示要求は、2号文にあるコストシェアリングおよび過少資本に関する規定と基本的に一致している。しかし、ローカル文書において開示を要求される情報は従来よりも大幅に増加した。特に以下の内容に留意する必要がある。

<sup>3</sup> 関連負債資本比率の基準は2:1(非金融企業)または5:1(金融企業)である。具体的な規定は、財税[2008]121号を参照。



- ・ **バリューチェーン分析**: 企業グループ内の業務フロー、物流および資金フロー、企業グループの利益のグローバルのバリューチェーンにおける配分原則と配分結果、各段階における関与者の直近会計年度の財務諸表
- ・ **セグメント別データ**: 企業の各類型の業務と製品の収入、原価、費用および利益
- ・ **持分譲渡に関する分析**: 持分譲渡取引の概況、持分譲渡の対象の関連情報、関連するデューディリジェンス報告書あるいは資産評価報告書等
- ・ **関連者間の役務取引に関する分析**: 取引の各当事者の受益状況、役務原価費用の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程および結果、および非関連者との同様または類似の役務取引に関する情報
- ・ **地域性特殊要因**: コストセービング、マーケットプレミアム等の地域性特殊要因が取引価格の設定に与える影響、地域性特殊要因の企業の価値創造に対する貢献の測定およびその帰属。

ローカル文書の開示要求に関する公告と2号文の第三章第14条との主な差異は下表のとおりである。

ローカル文書の開示要求	2号文 第三章第14条	公告
(一) 企業の概況	組織構成、管理構造、業務/業界の説明  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が属する企業グループの関連の組織構成および持分構成</li> <li>● 企業グループの連結財務諸表</li> </ul> (公告では、これらはマスター文書の開示内容に含まれる。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営戦略: 企業の各部門、各段階の業務フロー、運営モデル、価値貢献要因等</li> <li>● 財務データ: 企業の各類型の業務と製品の収入、原価、費用および利益の分布</li> <li>● 企業に関わる、あるいは企業に影響を与える再編または無形資産の譲渡の状況、および企業に対する影響の分析</li> </ul>
(二) 関連関係	開示要求について、大きな変更はない。即ち、関連者情報、各関連者に適用される税目、税率および適用可能な租税優遇措置、および年度における関連関係の変化を開示する。	
(三) 関連者間取引	関連者間取引の説明および明細、関連者間取引のフロー、機能とリスクの説明、無形資産が価格設定に与える影響、および関連者間取引のデータ  「企業の機能およびリスク分析表」と「企業の年度関連取引財務状況分析表」(当表は新関連者間取引申告表に移された。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域性特殊要因が価格設定に与える影響</li> <li>● バリューチェーン分析</li> <li>● 対外投資: 対外投資の基本情報、プロジェクトの概況と運営データ</li> <li>● 関連者間の持分譲渡</li> <li>● 関連者間の役務取引: 各当事者の受益状況、役務原価費用の集計方法、項目、金額、配分基準、計算過程および結果等</li> <li>● 企業の関連者間取引と直接関連する、中国以外のその他の国家の税務主管当局が締結した事前確認および下したその他の租税裁定</li> </ul>
(四) 比較分析	開示要求について、大きな変更はない。即ち、比較分析で考慮する要因、比較対象企業の機能とリスクおよび資産に関する情報、比較対象の検索方法、情報の出所、選定条件および理由、比較対象独立取引と比較対象企業の財務情報、比較対象データの差異調整を開示する。	

ローカル文書の 開示要求	2号文 第三章第14条	公告
(五) 移転価格算定方法の 選択および使用	移転価格算定方法の選択およびその理由、比較対象となる非関連者間取引の価格あるいは利益を確定する過程における前提条件および判断、移転価格算定方法の運用と比較分析の結果、選択する移転価格算定方法を支持するその他の資料	
	企業が利益法を選択する場合、企業グループ全体の利益あるいは残余利益水準に対する貢献について説明しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検証対象の選択およびその理由</li> <li>● 関連者間取引の価格設定が独立取引の原則に合致するか否かの分析および結論</li> <li>● いずれの移転価格算定方法を選択するかにかかわらず、グループの全体利益あるいは残余利益に対する企業の貢献について説明しなければならない。</li> </ul>

公告は2号文にある同期資料に関する規定に代わるものであるが、2号文以外の国税函[2009]363号<sup>4</sup>と国税函[2009]188号<sup>5</sup>の通達はなお有効であると、デロイトは認識している。言い換えれば、限定的な機能とリスクを担い、損失が発生している企業、および追跡管理期間内にある企業は、公告に規定する同期資料の準備要件を満たすか否かを問わず、上述した規定に従い、同期資料を期限までに準備しなければならないと考えられる。

#### 4. 法律責任

公告の下での法律責任は、現行の規定と比べて変更されていない。即ち、企業が規定に従って税務機関に企業年度関連者間取引報告表、同期資料を提出しない場合、税務機関は税收徴収管理法第62条の規定に従って、期限を定めて是正を命じ、2千元以下の罰金に処することができる。情状が重大な場合は、2千元以上1万元以下の罰金に処することができる。同時に、特別納税調整を実施し、税額を追徴する場合、税務機関は税額の帰属する納税年度において中国人民銀行が公布した、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率に5%を加えた利率により、利息を加算することができる。このほか、規定に従って同期資料を準備しない企業は、移転価格調査の対象として選定されるリスクがより高くなる。

ただし、公告の規定によれば、企業が関連規定に従って関連者間取引申告を行い、同期資料および関連資料を提出した場合、税務機関は特別納税調査を実施して税額を追徴する際に加算する利息を、税額の帰属する納税年度において中国人民銀行が公布した、税額追徴期間と同期間の人民元貸付基準利率によって計算する。これは、中国税務機関が移転価格のコンプライアンスを遵守する納税者に対して与えるインセンティブといえる。

#### デロイト中国のコメント

42号公告の公布は、中国の移転価格同期資料と関連者間取引申告に関するコンプライアンス上の要求を満たすために、多国籍企業がより多くの労力とその他の資源を投入することが必要になることを意味する。特に、マスター文書の準

<sup>4</sup> 「クロスボーダー関連取引の監督管理と調査の強化に関する通知」(国税函[2009]363号)を参照。

<sup>5</sup> 「移転価格の追跡管理の強化に関わる問題の通知」(国税函[2009]188号)を参照。

備に関する要求については、中国の規定が一部の国の規定と異なることにより、親会社の所在国ではマスター文書の準備が必要なくとも、中国子会社は中国の規定に従ってマスター文書を準備することが必要になる可能性がある。

また、納税者が新関連者間取引申告表または同期資料において開示することを要求される一部の情報は、ある程度敏感かつ複雑なものであり、国外関連者とのやり取りが必要になる情報もある。納税者が分析を求められる内容は、より深く、広いものになる。したがって、納税者ができるだけ早くグループ内のコミュニケーションと、情報の収集および準備の作業を開始すること、同期資料と関連者間取引申告の準備にあたり、“全体として一致”という戦略をとり、情報収集の効率を高め、コンプライアンスコストをコントロールし、かつ企業グループがグローバルで開示する移転価格情報の一貫性を求めることを提案する。

「多国間税務行政執行共助条約」が 2016 年 2 月 1 日から中国に対して発効し、2017 年 1 月 1 日から施行される<sup>6</sup>。その後、中国が情報交換を行うことができる国および地域は 130 を超えることになる。2016 年 5 月 12 日、第 10 回 OECD 税務長官会議 (Forum on Tax Administration: FTA) での重要な成果として、国税総局はカナダ、インド等の税務当局と共に「移転価格国別報告書に係る多国間主管当局間合意」に署名し、多国籍企業グループが作成した国別報告書を自動的に交換することを承諾した。6 月末現在、当該合意に署名した国はすでに 44 カ国に上る。同時に、米国、日本等の先進国もそれぞれの国別報告書に係る国内規定を現在制定中であるか、あるいはすでに公布している。多国籍企業グループはより高い情報の透明性を求められるようになり、コンプライアンスの要求も一層厳しくなるといえる。

最近、OECD は国別報告書の実施に関する追加的な指針を公表した。当該指針は、経過期間における国別報告書の提出、国別報告書の提出を求められる基準値に関する為替変動の影響等の問題に対応したものである。当該指針が各国の法規の解釈にも影響を与えるか否かが注目される。

今後は、同期資料においてより透明性の高い情報（例えば、バリューチェーンや関連者間取引に対する詳細な分析等）の開示を求められるようになり、各国の税務当局間の情報交換もより広く行われるようになる。そのことによって、中国の税務機関は従来よりも多くの納税者に関する情報を入手できるようになり、それらの情報に基づいて納税者に対するリスク評価と調査対象の選定を行うとともに、グローバルでの租税回避防止に向けた行動にも関与することになるだろう。

<sup>6</sup> 「『多国間税務行政執行共助条約』の発効および執行に関する公告」(国家税務総局公告 2016 年第 4 号)を参照。

添付:新旧関連者間取引申告書の比較

情報の分類	旧申告書	新申告書	比較分析と留意点
基本情報	表紙	表紙および表番号一覧表	新申告書の表紙は「中華人民共和国企業所得稅年度納稅申告書(A類、2014年版)」「所得稅申告書」と近いフォーマットを採用しており、法定代表者の声明と署名、納稅者、代理機關および稅務機關の署名欄が追加され、形式的により正式なものとなった。表番号一覧表も所得稅申告書を参考にしたものであり、納稅者は申告の必要な表を自ら選択して記入することになる。
		報告企業情報表(G000000)	従來の企業所得稅の確定申告實務においては、旧申告書を所得稅申告書の附表として提出していたため、納稅者自身の情報を記入する必要はなかった。しかし、新申告書は独立の申告体系としての形式を備え、基本情報のみならず、組織構成、高級管理者の情報および株主の情報も記入する必要がある。これは、関連情報の透明性に対する全体的な要求を表している。
情報の総括	関連取引総括表(表二)	中華人民共和国企業年度関連者間取引総括表(G100000)	新申告書では表の順番が変更された。総括表では、関連負債資本の情報とコストシェアリングの情報の開示も要求されている。これは、公告における2種類の特殊事項文書に対する要求を反映し、これらが管理の重点であることを表している。また、当年度の同期資料を準備する必要があるか否かを問う項目では、同期資料の三層構造を反映した選択肢が記載されている。
関連関係の申告	関連関係表(表一)	関連関係表(G101000)	関連関係の認定に関する公告の規定に合わせて、新申告書では、関連関係の類型を区分し、年度内における関連関係の開始日、終了日(変化発生日)も記載することを要求している。
有形資産の所有権および使用権の取引	仕入販売表(表三)、固定資産表(表六)	有形資産所有権取引表(G102000)、有形資産使用権取引表(G104000)	<p>新申告書においては、材料(商品)と固定資産を区分せず、所有権と使用権という観点から、売買取引とリース取引を2表に分けている。</p> <p>材料(商品)の売買取引に関して、新申告書では旧申告書にあった“輸出販売総額の10%以上を占める国外販売先および取引”、“輸入仕入総額の10%以上を占める国外仕入先および取引”、非関連者間の売買取引金額、および関連者間取引の價格設定方法等の項目が削除された。</p> <p>固定資産取引について、旧申告書では固定資産の種類別に記入することを要求していたが、新申告書では当該要求がなくなった。</p> <p>新申告書では、取引金額が上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求している。</p>
無形資産の所有権および使用権の取引	無形資産表(表五)	無形資産所有権取引表(G103000)、無形資産使用権取引表(G105000)	有形資産と同じように、新申告書では無形資産についても、所有権と使用権という観点から、無形資産の譲渡取引と許諾取引を2表に分けている。また、新申告書では、無形資産の種類別に記入することは要求せず、取引金額が上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求している。納稅者は表に記入する際、取引の区分に留意し、関連する契約の届出情報等との一貫性も保つようにする必要がある。

情報の分類	旧申告表	新申告表	比較分析と留意点
金融資産取引 (新)		金融資産取引表 (G106000)	関連者間の持分譲渡取引に対する調査の増加に伴い、中国税務機関は関連者間の金融資産取引を通じた利益移転に着目するようになってきた。金融資産取引表が導入されたことにより、中国税務機関はこの新たな移転価格分野に係る情報の収集を図ることができる。
資金融通取引	資金融通 (表七)	資金融通表(G107000)	資金融通表では、全ての関連者との資金融通取引の明細を1件ごとに記入しなければならない。新申告表の記入説明においては、当該取引の内容として、手形割引、ファイナンスリース、グループのキャッシュプーリング等が新たに列挙されている。また、記入すべき利息の範囲についても、実際に計上した利息のほか、その他の利息の性質を有する費用が含まれる旨を説明している。
関連者間の 役務取引	役務表 (表四)	関連役務表(G108000)	有形資産、無形資産および金融資産と同じように、新申告表では関連者との役務取引についても、取引金額の上位5位までの関連者について、取引の明細と金額を開示することを要求し、価格設定方法の項目は削除された。また、新申告表の記入説明においては、関連者間の役務取引の内容を詳細に列挙している。納税者は表に記入する際、取引の区分に留意し、関連する契約の届出情報等との一貫性も保つようにする必要がある。
権益投資(新)		権益投資表(G109000)	主に報告企業の月ごとの権益投資の状況および株主に対する配当の状況を把握するために用いられる。
コストシェア リング(新)		コストシェアリング表 (G110000)	主に企業と関連者間のコストシェアリングに係るおよびその状況を把握するために用いられる。また、税務機関が企業の作成したコストシェアリングに係る特殊事項文書をレビューする際の基礎ともなる。
対外支払状況	対外支払金額 状況表 (表十)	対外支払金額状況表 (G111000)	当該表は、旧申告表と比べて簡潔なものになった。まず、各種の役務取引に係る対外支払は“役務費支出”に集約された。また、使用料に関しては、商標使用料と技術使用料の明細を記入する必要がなくなった。さらに、新申告表では“源泉徴収済みの企業所得税金額”と“租税条約の恩典を受けているか否か”の項目も削除された。そのほか、旧申告表では、未払であるが、原価費用に計上した金額の記入も求められていたが、新申告表の記入は現金主義によることになる。  “役務費支出”と“使用料”の金額は税務機関の注意をひきやすいことから、情報開示に係る潜在的な税務リスクをよりよく管理するため、納税者は16号公告7の関連規定に従い、対外支払項目の受益性、真実性および必要性等を自らチェックしておく必要がある。対外支払項目に関するサポート書類も事前に準備しておくことが望ましい。

<sup>7</sup> 「企業の国外関連者への費用支払に係る企業所得税問題に関する公告」(国家税務総局公告 2015 年 16 号)を参照。

情報の分類	旧申告表	新申告表	比較分析と留意点
国外関連者の情報(新)		国外関連者情報表(G112000)	新設された表である。有形資産取引、無形資産取引、金融資産取引および役員取引の各表において記入した国外関連者の情報(即ち、各取引の取引金額が上位5位内にある国外関連者の情報)を記入する。基本情報だけではなく、“実際の税負担”も記入しなければならない。記入説明においては、実際の税負担の計算方法も明らかにしている。当該情報を収集する目的は、企業グループが関連者間取引を通じて、利益を低税率国または地域に移転する状況がないかを把握することにある。
財務情報分析表(新)	従来は同期資料の添付として開示することが要求された。	年度関連者間取引財務状況分析表(報告企業の個別財務諸表の情報)(G113010)、年度関連者間取引財務状況分析表(報告企業の連結財務諸表の情報)(G113020)	重要性の観点から、従来は同期資料で開示していた情報を関連者間取引申告の段階で、新申告表において開示することとし、移転価格リスク管理の強化を図っている。しかし、記入説明において、関連者間取引の財務状況の区分基準は明らかにされおらず、納税者は自ら判断し、ロジックを説明しなければならない。実務においては、区分基準に対する企業と税務機関の理解に差異が存在する可能性がある。
国別報告書(新)		国別報告書—所得、租税および業務活動に関する国別分布表(中国語・英語 G114010、G114011)、多国籍企業グループのメンバー実体リスト(中国語・英語 G114020、G114021)、付加説明表(中国語・英語 G114030、G114031)	国別報告書に対する要求は、BEPS 行動 13 と一致している。



## 税務情報

### ハイテク企業の認定に関する新しいガイドラインの公布

中国における企業所得税の法定税率は25%ですが、国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業には15%の軽減税率が適用されます。この優遇措置が適用されるハイテク企業の認定に関して、2016年1月に新しい「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2016]32号、以下「新弁法」)<sup>1</sup>が公布されたことを受けて、2016年6月に新しい「ハイテク企業認定管理作業ガイドライン」(国科発火[2016]195号、以下「新ガイドライン」)<sup>2</sup>が公布されました。これらはいずれも2016年1月1日施行とされています。

新弁法は2008年に公布された「ハイテク企業認定管理弁法」(国科発火[2008]172号)を改正したものであり、これによりハイテク企業の認定条件が変更されたほか、優遇措置の適用対象となるハイテク分野の範囲も調整されました。そのほか、ハイテク企業に対する事後的な管理も強化されることとなります<sup>3</sup>。当該改正は、近年における科学技術の発展に伴い、実務において生じてきた問題に対処すること、科学技術企業(特に中小企業)に対する政策面での支援を強化すること等を主な目的としています。

新ガイドラインは新弁法の付属文書として、新弁法の規定に基づき、ハイテク企業の認定条件や認定申請の手続、およびハイテク企業に対する管理監督等の詳細について定めています<sup>4</sup>。新ガイドラインも、2008年公布の「ハイテク企業認定理作業ガイドライン」(国科発火[2008]362号)に取って代わるものです。

すでにハイテク企業の資格を有し、企業所得税の優遇措置の適用を受けている企業、および今後ハイテク企業の認定申請を予定している企業は、新弁法および新ガイドラインの規定に基づき、自らがハイテク企業の認定条件を満たしているか否かを改めて評価することのほか、新たなコンプライアンス上の要求にも留意することが必要となります。

なお、新弁法に基づくハイテク企業の認定条件は以下のとおりです。

#### 【ハイテク企業の認定条件】

1. 企業が認定申請時に登録して1年以上であること
2. 企業が自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品(サービス)に対して技術面でコアとなる支持効果を発揮する知的財産権の所有権を得ること
3. 企業の主要製品(サービス)に対してコアとなる支持効果を発揮する技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属していること
4. 企業の研究開発および関連の技術革新活動に従事する科学技術者が企業の当年度の従業員総数に占める割合が10%を下回らないこと
5. 企業の直近3会計年度(実際の経営期間が3年未満の場合、実際の経営期間に基づく)の研究開発費用総額が同期間の売上高総額に占める割合が以下の要求に合致していること
  - ① 直近1年間の売上高が5,000万元以下の企業は、その割合が5%を下回らないこと

<sup>1</sup> [http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204\\_123994.htm](http://www.most.gov.cn/tztg/201602/t20160204_123994.htm)

<sup>2</sup> [http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2016/201606/t20160629\\_126169.htm](http://www.most.gov.cn/mostinfo/xinxifenlei/fgzc/gfxwj/gfxwj2016/201606/t20160629_126169.htm)

<sup>3</sup> 新弁法の詳細については、[Tax Newsflash2016年2月24日号/中国](#)を参照。

<sup>4</sup> 新ガイドラインの詳細については、[Tax Newsflash2016年7月1日号/中国](#)を参照。

- ② 直近1年間の売上高が5,000万元超2億元以下の企業は、その割合が4%を下回らないこと
- ③ 直近1年間の売上高が2億元超の企業は、その割合が3%を下回らないこと
- 6. 直近1年間のハイテク製品(サービス)の収入が企業の同期間の総収入に占める割合が60%を下回らないこと
- 7. 企業の革新能力の評価が関連の要求を満たすこと
- 8. 企業で認定申請する前の1年間に、重大な安全、重大な品質の事故あるいは重大な環境にかかわる違法行為が発生していないこと

## 会計情報 設例解説 有形固定資産の会計処理

### 1. はじめに

デロイト トーマツ チャイナ ニュースでは、中国企業会計準則(いわゆる「新準則」)の解釈、会計処理方法等に関して、中国子会社決算において留意すべき点を解説しています。今回は、「企業会計準則第4号 有形固定資産」(以下、「4号準則」と表記)について、その実務上の解釈指針である「応用指南」の記述を参考に、有形固定資産の会計処理、中でもお問い合わせの多い有形固定資産処分、売却予定有形固定資産について、少し掘り下げて解説いたします。

### 2. 有形固定資産処分の会計処理

中国企業会計準則では、有形固定資産処分、すなわち、有形固定資産の売却、廃棄、对外投资、非貨幣性資産の交換、債務再編等により有形固定資産に異動が生じた場合、有形固定資産の処分に伴う損益等を計算するための通過勘定科目として「1606 有形固定資産処分」(中国語では「1606 固定資産清理」という貸借対照表科目を使用します。「有形固定資産処分」は、あくまでも通過勘定ですので、通常、期末決算では残高がゼロとなります。具体的な設例を示すと次のようになります。

#### 【設例】

生産経営期間中に取得原価 300 の有形固定資産(減価償却累計額 50、有形固定資産帳簿価額 250)を処分費用 40 をかけて処分し、現金による売却収入 300 を稼得している。

#### ① 処分する有形固定資産帳簿価額等の有形固定資産処分勘定への振替

(借方)	有形固定資産処分 (有形固定資産帳簿価額)	250	(貸方)	有形固定資産 (有形固定資産取得原価)	300
	減価償却累計額	50			

#### ② 有形固定資産処分費用の有形固定資産処分勘定への計上

(借方)	有形固定資産処分 (処分費用)	40	(貸方)	銀行預金	40
------	--------------------	----	------	------	----

#### ③ 有形固定資産売却収入の有形固定資産処分勘定への計上

(借方)	銀行預金 (売却収入)	300	(貸方)	有形固定資産処分	300
------	----------------	-----	------	----------	-----

#### ④ 有形固定資産処分益の営業外収益への振替

(借方)	有形固定資産処分	10	(貸方)	営業外収入	10
------	----------	----	------	-------	----

### 3. 売却予定有形固定資産の会計処理

日本基準と異なる会計処理として、売却予定有形固定資産の会計処理があります。すなわち、中国企業会計準則では、国際財務報告基準第 5 号(IFRS5)「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の考え方が導入され、既に中国の企業会計実務に反映されています。したがって、中国企業会計準則では、下記要件をすべて満たす有形固定資産は、売却予定有形固定資産として売却予定非流動資産として表示する必要があります。

#### 【要件】

- ① 会社は、すでに有形固定資産の処分について意思決定している
- ② 会社は、すでに取引先と取消不能な譲渡協議書を締結している
- ③ 譲渡は1年内に実行される可能性が高い

上記要件を満たす有形固定資産は、その帳簿価額とその公正価値から処分費用を控除した金額との低い金額で測定することになります。また、売却予定有形固定資産に分類されると、それ以後の減価償却費は計上されません。

なお、当該売却予定有形固定資産にかかる取り扱いは、2014 年に改訂された中国企業会計準則 第 30 号「財務諸表の表示」(以下、「改訂 30 号準則」と表記)にも反映されています。改訂 30 号準則においては、貸借対照表の科目として、「売却目的保有に区分された非流動資産及び売却目的保有に区分された処分グループに含まれる資産」「売却目的保有に区分された処分グループに含まれる負債」の 2 つが追加されており、貸借対照表上、非継続事業に該当する資産・負債は当該科目を用いて区分掲記する必要があります。

執筆:有限責任監査法人トーマツ 中村 剛、上村 哲也 デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 三好 高志  
監修:デロイト トーマツ合同会社 三浦 智志、鄭 林根、小林 信虹、西村 美香 デロイト トーマツ税理士法人 大久保 恵美子  
執筆協力:デロイト中国ほか

## 中国業務に関する主なお問合せ先

### デロイト トーマツ合同会社

#### 本部中国室

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel: 03-6720-8341 / Fax:03-6720-8346  
三浦 智志 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 江川 由美子 / 小林 信虹 / 西村 美香

### 有限責任監査法人トーマツ

#### 名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋  
Tel:052-565-5511 / Fax:052-565-5548

#### 福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ  
Tel:092-751-0931 / Fax:092-751-1035  
只隈 洋一

### デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
TEL:03-6213-1180 FAX:03-6213-1085  
福島 和宏 / 三好 高志

### デロイト中国各拠点案内

#### 上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.  
Tel:+86-21-6141-8888 / Fax:+86-21-6335,0003  
原井 武志 / 田嶋 大士 / 横山 真也 / 大穂 幸太 / 石黒 泰時  
河原崎 研郎 / 大厩 隆啓 / 原 国太郎 / 板谷 圭一 / 片岡 伴維

#### 大連事務所

Room 1503 Senmao Building  
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict,Dalian, 116011 P.R.C.  
Tel:+86-411-8371-2888 / Fax:+86-411-8360-3297  
依藤 啓司

#### 広州事務所

26/F, Yuexiu Financial Tower, 28 Pearl River East Road,  
Guangzhou, 510623 P.R.C  
Tel:+86-20-8396-9228 / Fax:+86-20-3888-1119  
山野辺 純一 / 前川 邦夫

#### 蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,  
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C  
Tel:+86-512-6762-1238 / Fax:+86-512-6762-3338  
小松 大祐

#### ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road  
Nangang District Harbin 150090, PRC  
Tel:+86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

#### 成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,  
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC  
Tel:+86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

#### 杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road  
Hangzhou,310013, PRC  
Tel:+86-571- 2811-1900 / Fax:+86-571-2811-1904

#### 廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District  
Xiamen, 361001, PRC  
Tel:+86-592-2107-298 / Fax:+ 86-592-2107-259

#### マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N  
43-53A Av. do. Infante D. Henrique  
Macau, PRC  
Tel:+853-2871-2998 / Fax:+ 853-2871-3033

#### 大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング  
Tel:06-4560-6031 / Fax:06-4560-6039  
上村 哲也 / 藤川 伸貴 / 谷口 直之 / 粟野 清仁

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel:03-6213-3800 / Fax:03-6213-3801  
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子 / 川島 智之

### デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

〒100-0005 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル  
Tel:03-5220-8600 / Fax:03-5220-8601  
野村 修一

#### 北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,  
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.  
Tel:+86-10-8520-7788 / Fax:+86-10-8518-1218  
三浦 智志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎 / 降矢 直人

#### 天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1  
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin,300051 P.R.C.  
Tel:+86-22-2320-6688 / Fax:+86-22-2320-6699  
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

#### 深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,  
Shenzhen, 518010 P.R.C.  
Tel:+86-755-8246-3255 / Fax:+86-755-8246-3222  
大塚 武司

#### 香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong  
Tel:+852-2852-1600 / Fax:+852-2542-4597  
中川 正行 / 松山 明広 / 小川 康弘 / 福田 素裕

#### 済南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza,150 Luo Yuan Street,  
Jinan 250011, PRC  
Tel:+86-531-8518-1058/ Fax:+ 86-531-8518-1068

#### 重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing  
38 Qing Nian Road ,Yu Zhong District ,Chongqing 400010 P.R.C  
Tel:+86-23-6310- 6206/ Fax:+ 86-23-6310-6170

#### 南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza  
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC  
Tel:+ 86-25-5790 -8880/ Fax:+86-25-8691-8776

#### 武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower  
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC  
Tel:+ 86-27-8526-6618/ Fax:+86-27-8526-7032

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**